

③保健室より

保健室は、児童の健康管理・健康増進を図るため、健康診断・健康相談・救急処置等を行う場であり、学校保健活動のセンター的役割を担っています。

◆健康相談



- けがや病気に関するだけでなく、心身の健康に関することや悩みごとの相談にも応じています。身体の不調や悩みごと等があるときは、養護教諭や学級担任に声をかけてください。

◆救急処置

①けがについて

- けがの救急処置を行います。その範囲は、「救急蘇生法の指針 一市民用一」を基準とします。継続的な処置は行いません。
- けがの処置として受診が必要であると判断した場合は、保護者に連絡し、医療機関に移送します。



この場合、保健調査票に記載された「かかりつけ医療機関」を優先しますが、その医療機関が遠方または連絡が取れない時などは、学校近隣の医療機関と連絡を取り、移送します。保護者の同意を必要とする処置を行わなければならない場合に備えて、保護者の同伴をお願いします。この際は、保険証や子ども医療証を持参してください。

学校管理下における災害については、療養費の金額に応じて日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」の対象（療養費の自己負担額が1,500円以上）となります。医療機関を受診後、書類の提出をお願いします。

②体調不良について

- 学校において体調が悪くなり、次の判断基準により学習の継続が困難であるとした場合は、保護者と連絡を取り、早退させます。その場合は、保護者によるお迎えをお願いします。

早退の判断基準

- 体温が37.5℃以上ある場合
- 脈拍が安静時1分間100回以上の場合
- 授業時間1コマ（45分間）安静にし、経過観察を行っても回復しない場合
【その他、体調により上記の限りではありません。】

